

④ 次世代育成支援行動計画（一般事業主行動計画）

全ての職員がその能力を十分に発揮し、安心して働き続けることができる雇用環境の整備を図るとともに、次世代育成支援について、地域に貢献する金融機関となるため、次のような行動計画を策定する。

1. 計画期間

平成29年6月1日から令和3年3月31日までの3年10ヶ月間

2. 内容

■ 目標1

計画期間を通じ職員全員の所定外労働時間を、一人当たり年間180時間未満にする。

【対策】

- ・所定外労働時間を削減するため「定時退店日」を設定する。毎月第2週目、3週目、4週目の水曜日を基本にあらかじめ実施日を設定し、所定外労働は行わないこととする。

【実施時期】

- ・平成29年6月～

■ 目標2

計画期間を通じ年次有給休暇の取得日数を、一人当たり平均年間9日以上とする。

【対策】

- ・計画期間中の年度末に全職員の年間の有給休暇取得日数を調査し発表する。
- ・祝日のない6月は全職員に対し1日以上の有給休暇を取得するよう奨励する。

【実施時期】

- ・平成29年6月～

■ 目標3

計画期間中に大学生のインターンシップ制度を実施する。

【対策】

- ・次世代を担う学生に対し金融機関の仕事を知ってもらう。

【実施時期】

- ・平成30年2月～

■ 目標4

男性の育児休業の取得を推進する。

【対策】

- ・出産予定の配偶者を持つ職員に対して休暇の取得を奨励する。

【実施時期】

- ・令和2年6月～